

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させることのないよう適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・小城市は、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務」を行うために「臨時給付金システム」を使用している。
・臨時給付金システムに係る運用管理業務を外部に委託しているが、不正入手・不正使用対策として事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が措置されたことにより、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して実施する令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 ・令和5年12月1日基準日において、世帯全員が、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯に対し1世帯あたり7万円を給付する。 ・本給付金の要件を判定する必要がある者について、個人番号を利用して情報照会を行い、要件判定を行う。
③システムの名称	臨時給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.申請者情報ファイル 2.対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 (3) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年/デジタル庁・総務省/告示第46号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第二 121の項 (2)番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ※情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	社会福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	社会福祉課 TEL(0952-37-6107)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]